

第 15 号議案

足立区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の分限に関する条例（昭和 49 年足立区条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「意に反する休職」の次に「及び降給」を加え、「免職及び休職」を「免職、休職及び降給」に改める。

第 2 条の見出し中「休職」の次に「及び降給」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合においては、その意に反して、これを降給することができる。

第 3 条の見出し中「免職及び休職」を「免職、休職及び降給」に改め、同条第 1 項中「又は免職できる場合」を「若しくは免職することができる場合又は前条第 2 項の規定により職員を降給することができる場合」に、「明らかな場合」を「明らかな場合であつて、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるときに限るもの」に改め、同条第 4 項中「免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に改め、同条第 5 項中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（降給の効果）

第 7 条 第 2 条第 2 項の規定により職員を降給する場合におけるその者

の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区職員の分限に関する条例第2条第2項及び第7条の規定は、平成28年4月1日以後の職員の行為に係る降給について適用する。

（提案理由）

職員の降給について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。